

蔡? 「童幼胡根の碑銘」と哀辞 : 禁碑のもたらした もの

著者	後藤 秋正
著者別名	GOTO Akinobu
雑誌名	中国文化 : 研究と教育 : 漢文学会会報
巻	52
ページ	1-11
発行年	1994-06-25
URL	http://doi.org/10.15068/00150158

蔡邕「童幼胡根の碑銘」と哀辞

—— 蔡邕の「童幼胡根の碑銘」と哀辞 ——

後藤 秋 正

一

かつて哀辞の成立について論じたことがある。その際に河南省南陽市博物館収蔵の、いわゆる「許阿瞿墓誌」に関して、次のように述べた。

「許阿瞿墓誌」は韻文であり、しかも五歳の幼児を対象としているところから見て、単なる墓誌とするよりも、これこそ『文章流別論』の提示する「童孺・夭折に施し」た早期の哀辞と考えてよいであろう。……後漢の建寧三年（一七〇）ころまでには、四言体の哀辞が成立していたと認められるわけである。

哀辞の成立時期を後漢の末期に想定することに關しては、訂正の必要はないだろう。しかしその際には触れなかつたことだが、顧炎武『日知錄』卷十九、作文潤筆の条には、次のような発言がある。

蔡伯喈集中、爲時貴碑誄之作甚多、如胡廣陳寔各三碑、橋元（支）楊賜胡頌各二碑、至於袁滿來年十五、胡根年七歲、皆爲之作碑、自非利其潤筆、不至爲此、史傳以其名重、隱而不言耳……。

蔡邕（一三三～一九二）が執筆料を稼ぐために碑誄の文を大量に制作したという彼の非難の当否は置くとして、ここで改めて注意しておきたいのは、後漢の末期に蔡邕が七歳の幼児のために「童幼胡根の碑銘」を撰したという事実である。

本稿においてはこの碑文について検討し、蔡邕の影響を考慮しつつ、哀辞の成立との関連を考察したい。

二

ここで「童幼胡根の碑銘」を見ていくこととし、まず、いわゆる序文に相当する部分について考えてみる。

故陳留太守胡君子曰根、字仲原、生有嘉表、幼而克才、角犀豐盈、光潤玉顏、聰明敏惠、好問早識、言語所及、智思所生、雖成人之德、無以加焉、稟命不長、夙罹凶災、年七歲、建寧二年、遭疾夭逝、慈母悼痛、昆姊孔懷、感極櫛之親愛、憐國城之乖離、乃權宜就封二祖墓側、親屬李陶等、相與追慕先君、悲悼遺嗣、樹碑刊辭、以慰哀思、辭曰、

故の陳留太守胡君の子を根と曰ふ、字は仲原、生まれながらにして嘉表有り、幼くして克才あり、角犀・豐盈にして、光潤なる玉顔あり、聰明・敏惠にして、問ふを好みては早に識る、言語の及ぶ所、智思の生ずる所、成人の徳と雖も、以て加ふる無し、命を稟くること長からず、夙に凶災に罹り、年七歳、建寧二年、疾に遭ひて夭逝す、慈母は悼痛し、昆姊は孔く懷ふ、櫛櫛よりの親愛に感じ、国城より乖離するを憐れみ、乃ち權宜に二祖の墓側に就封す、親屬の李陶等、相ひ与に先君を追慕し、遺嗣を悲悼して、碑を樹てて辭を刊み、以て哀思を慰めんとす、辭に曰く、

「陳留太守胡君」は胡碩（一一二八～一六八）、字は季叡のことであり、蔡邕は彼のために「陳留太守胡公の碑」二篇を撰している。これによると胡碩は、蔡邕が若くして師事

し、多大な影響を受けた胡広（九一～一七二）の五男中の末子であつて、建寧元年（一六八）七月、陳留太守に任命はされたが病氣のために辭退し、ついで死亡している。また胡碩の死亡した場所と埋葬された場所については、同じ蔡邕が、建寧二年に亡くなった、胡碩の祖父である胡貫の夫人黃氏（列贏）のために撰した「漢の交趾都尉胡府君夫人黃氏の神誥」に、次のように明示されている。

……（列贏）建寧二年、薨于太傅府、是月辛卯、公之季子陳留太守碩、卒于洛陽左池里舍、……十月既望、粵翼日己卯、葬我夫人黃氏及陳留太守碩于此高原、雒陽東界、關亭之阿。

胡碩の没年を、先述の「陳留太守胡公の碑」は、
……建寧元年、……奄忽而卒、時年四十一。

と記しており、「夫人黃氏の神誥」が建寧二年と記するのは矛盾するが、本人を対象とした碑文を原拠として建寧元年と考えるのが妥当であろう。従つて胡碩は胡根の死以前に亡くなつていたのである。さらに建寧三年（一七〇）に亡くなった胡広の夫人章氏（顯華、胡碩の母）のために蔡邕が撰した「太傅安樂郷侯胡公夫人の壘表」では、次のように胡碩の兄弟と、その歴任した官職を詳述している。

……夫人生五男、長曰整伯齊、次曰千億叔韡、次曰寧

釋威、次曰碩季徽、伯仲各未加冠、遭厲氣同時夭折、
：季以高弟爲侍御史・諫議大夫・侍中・虎賁中郎將・陳
留太守、皆早卽世。

ちなみに胡広の妻と子についての記載は、『後漢書』に
は全く見られない。

さて序文に戻ろう。「嘉表」は、「陳留太守胡公の碑」
〈其一〉にも「幼有嘉表」という表現があり、「角犀・豊盈」
の句は、蔡邕の「司徒袁公夫人馬氏の碑銘」にも、「角犀
豊盈、實有偉表」とある。「聡明敏恵」以下の句について
は、同じく「袁滿來の碑銘」に、「聰遠通敏」「問一及三」
「孝智所生」「雖冠帶之中士、校材考行、無以加焉」といっ
た、同一内容を視点を變えて表現する句がある。ただし成
人も及ばない聡明さだったとは言うものの、胡根の日常生
活についての具体的な描写は一切見られない。胡根夭折後
の「慈母」の悲しみのみを言うのは、父が既に死亡してい
るからである。「昆姊」は兄と姉だが、姉については不明。
兄については先に引いた「夫人黃氏の神誥」に、胡碩の死
の直後のこととして、

……公（胡廣）銜哀悼、祇愼其屬、遵遺意、不敢失
墜、乃俾元孫顯、咨度羣儒、以考其衷。

とある。この「元孫顯」、つまり孫の最年長者である胡顯

が胡根の兄ではなからうか。「二祖」は、父の胡碩と交趾
都尉であった曾祖父の胡貢を指すのであろう。祖父の胡広
は存命中だからである。父の墓所が洛陽東郊にあったこと
は、すでに「夫人黃氏の神誥」に見えていた。

ここまで胡根の周辺的人物について縷々述べてきたの
は、たといわゆる「諛墓の辭」であろうとも、正史から
は窺えない多くの事実が浮かぶことを示したかったからで
ある。

さて、胡根が建寧二年に亡くなった時には、わずか七歳
であった。いったい蔡邕の碑文撰述の対象となった人々は
何歳で死亡しているのであろうか。その点を概観しておく
う（碑名、没年、年齢の順に示す。年齢不詳の者は除く）。

玄文先生季子材銘（李休）	永寿二年（一五六）	五十歳
汝南周巨勝碑（周颯）	延熹二年（一五九）	五十歳
墳前石碑（朱穆）	延熹六年（一六三）	六十四歳
太尉楊公碑（楊秉）	延熹八年（一六五）	七十四歳
琅邪王傅蔡君碑（蔡朗）	永興六年〔元？〕（一六七）	五十八歳

陳留太守胡公碑（胡碩）	建寧元年（一六八）	四十一歳
郭有道林宗碑（郭泰）	建寧二年（一六九）	四十二歳
交趾都尉胡府君夫人黃氏神誥（黃列）	建寧二年（一六	

九) 九十一歳

妣士園叔則碑(國典)

建寧二年(一六九)七十五歳

太傅安樂郷侯胡公夫人靈表(章顯章) 建寧三年(一七〇)

七十七歳

太傅安樂郷文恭侯胡公碑(胡広) 建寧五年(一七二) 八

十二歳

彭城姜伯淮碑(姜肱)

熹平二年(一七三) 七十七歳

太尉汝南李公碑(李威)

熹平四年(一七五) 七十六歳

故太尉橋公廟碑(橋玄)

光和七年(一八四) 七十五歳

司徒袁公夫人馬氏碑銘

光和七年(一八四) 七十六歳

貞節先生陳留范史雲碑(范丹) 中平二年(一八五) 七十

四歳

文範先生陳仲弓銘(陳寔) 中平三年(一八六) 八十三歳

袁滿来碑銘

? 十五歳

議郎胡公夫人哀贅(趙永姜) 中平四年(一八七) 五十八

歳

頰をいとわず挙げてみたが、このように見てくると、胡

根の七歳、袁滿来の十五歳という死亡年齢は他の人物と比

較して格段に若く、碑文が本来成人を対象として撰せられ

るのとは明らかに異なる。確かに蔡邕撰以外の碑文にも夭

逝者の記述が表れることはある。例えば撰者不詳の、延熹

元年に近い時期に撰せられたと考えられる「漢の郎中鄭固の碑」の序文には、次のような記述がある。

……先是、君大男孟子、有楊鳥之才、善性形於岐嶷、

□□見於垂髫、年七歳而夭、大君夫人、所共哀也、故建

□「防？」共墳、配食斯壇、以慰考妣之心。

「建防共墳」は、七歳で死んだ孟子を父の墓に合葬した

ことを言う。これに対応して本文にも、「嗟嗟孟子、苗而

弗毓」の句がある。この句は、『論語』子罕篇の「苗而不

秀者有矣夫、秀而不實者矣夫。」を踏まえて、孟子の夭逝

を悼んだものである。この碑文に対して錢大昕『潜研堂金

石文跋尾』卷一は次のように言う。

喪服傳、不滿八歳以下、爲無服之殤、鄭君長男孟子七

歳而夭、乃建墳與固配食、此禮之過而失其中者。

『儀礼』の規定によれば、成人に達していない子に対し

て喪に服する時には、死亡した年齢に応じて簡略化するこ

とが定められている。錢大昕は、孟子を父の鄭固とともに

埋葬して配食することは、『儀礼』の精神から逸脱するも

のだと非難しているのである。これは孟子の厚葬に対する

発言ではあるが、夭逝者が碑文において言及されること自

体が稀であることを示しているのではなからうか。この

点から考えても、蔡邕の「童幼胡根の碑銘」が最初から下

殤にすら満たない者を対象としているのは特筆に値する。
次に「董幼胡根の碑銘」の銘に相当する部分を見てみよう。

於惟仲原、應氣淑靈、實有令儀、而氣如瑩、明之之性、與體俱生、聞言斯識、覩物知名、傳者太勤、受誨則成、柔和順美、與人靡爭、忿不怨懟、喜不驕盈、當受永福、爲光爲榮、如何昊天、降此短齡、惜繁華之方曄兮、望嚴霜而凋零、嗟董孺之天逝兮、傷慈母之肝情、從皇祖乎靈兆兮、庶神魄之斯寧、哀慘戚以流涕兮、念汚〔紆〕之軫之不停、願永懷于不朽兮、乃託辭于斯銘。

於^あ惟れ仲原、応氣の淑靈あり、実^まに令儀有りて、氣は瑩の如し、明之の性、体と俱に生ず、言を聞きては斯ち識り、物を覩ては名を知る、伝ふる者には太だ勤め、誨へを受けては則ち成る、柔和・順美にして、人と争ふ靡し、忿るも怨懟せず、喜ぶも驕盈ならず、当に永福を受けて、光を爲し榮を爲すべきに、如何ぞ昊天、此の短齡を降す、繁華の方に曄^{かぶ}かんとするを惜み、嚴霜に凋零するを望む、嗟^あ董孺^{かぶ}の天逝するや、慈母の肝情を傷ましむ、皇祖に靈兆に従はしめ、神魄の斯れ寧らかならんことを庶ふ、哀しみは惨戚して以て流涕し、念ひは紆軫して停まらず、永懷を不朽に願ひ、乃ち辭を斯の銘に託

す。

この二十八句からなる銘は、先に見た序文を敷衍し、胡根が幼児でありながらたぐいまれな英知と温和な人格を有していたことを贊美して、全面的な開花の前に死を迎えたことを哀悼している。「淑靈」は「郭有道林宗碑」にも、「純懿淑靈」とある。以下、「聞言斯識、覩物知名」の句は、「哀滿來の碑銘」に「遇目能識」と、発想を同じくする句がある。「忿不怨懟」の句は、「哀滿來の碑銘」には「和而無忿」とあり、「喜不驕盈」の句は、同じく「哀滿來の碑銘」には「順而不驕」とある。「如何昊天」の句は、『詩經』小雅、雨無正に全く同じ句があるが、次句との関連で見れば、小雅、節南山の「昊天不惠、降此大戾」などを踏まえるであろう。「陳留太守胡公の碑」へ其^二にも「昊天不弔、景命顛隍」とある。「惜繁華之方曄兮」以下の二句は、同じく「哀滿來の碑銘」には「凋殞華英」とある。蔡邕はこのように同一の内容を記す場合にも、微妙に表現を変化させている。「汚」は「紆」の誤りであろう。また「停」を四部備要本は「呈」に作るが、百三家集本に従った。

さて、『文章流別論』（『太平御覽』卷五九〇）は蔡邕の「太尉楊公の碑」について、その典雅な美を、「……蔡邕爲

楊公作碑、其文典正、末世之美者也。」と称賛し、また、『文心雕龍』誄碑篇は、蔡邕の碑文を次のように絶賛する。

……自後漢以來、碑碣雲起、才鋒所斷、莫高蔡邕、……其敍事也該而要、其綴采也雅而澤、清詞轉而不窮、巧義出而卓立、察其爲才、自然而至矣。

ただし『文心雕龍』の指摘にしても、具体例として挙げられるのは、陳寔、郭泰（太）、周勰、胡広といった人物に対する碑文であって、「董幼胡根の碑銘」は評価の対象にはなっていない。しかし字数こそ少ないものの、「董幼胡根の碑銘」はそれらと比較して、決して遜色はないであろう。多くの論者が言及するように、『後漢書』郭太伝には蔡邕自身が盧植に語った、「吾爲碑銘多矣、皆有愆徳、唯郭有道無愧色耳。」という言葉が見えている。この発言は徳に恥じる碑銘が多かったことを言うのではなく、むしろ謙遜のうちに自負をこめたものと見るべきであろう。この点に関連して、福井佳夫「『碑』の文体について——蔡邕の作品を中心に——」⁽⁸⁾は、

蔡邕の碑文に現れる人物像を通覧してみても、まず第一に気がつくことは、碑文を捧げられる人物は生身の姿で描かれることが少なく、多く定型化された姿で登場することである。……つまり、そこに描かれた人物像は、儒

教的規範にのっとった当時の理想的人物像であるといつてよい。……恐らく蔡邕は自分の書く碑文が過褒であることは十分に承知したうえで、わりきって書いていたのであらう。

と述べている。しかし、この指摘が事実であつたとしても、以下のようなことがらは考慮に入れておいたほうがよからう。例えば劉師培の『左庵文論』⁽⁹⁾が、先に引いた『文心雕龍』誄碑篇の「清詞轉而不窮」の句について、「凡碑銘及有韻之文、句宜典重、而用筆宜清。」と指摘するように、碑銘の文章は典重で荘重であることこそが求められたのであり、もともと生身の人物像が描かれる余地はないこと、また、定型化という点に關しても、蔡邕がすべての人物を同様の筆致で描写したわけではないことである。『左庵文論』がさらにこの点について、次のように蔡邕の碑文を具体的に分析してみせるのは強い説得力をもっている。

綜觀伯喈之碑文、有全敍事實者、如胡廣碑、有就大節立言者、如范丹碑、有敍古人之事者、如王子喬碑、有敍尙書經義、竝摹擬尙書文調者、如楊賜碑、千變萬化、層出不窮。有重複之字句、而無重複之音調、無重複之筆法、洵非當時及後世所能企及也。

以下、「董幼胡根の碑銘」の、文体史上に占める位置について考えてみたい。

先述したように「許阿瞿墓誌」と同様、「董幼胡根の碑銘」は幼児の死を正面から取り上げたごく初期の作品であった。後漢期には例外的に、孔融（一五三—二〇八）の「雑詩」二首へ其二（『古文苑』巻八）のように、詩において幼児の死が主題とされることはあった。⁽¹⁰⁾しかし碑文の形式を用いて幼児の死を後世に不朽たらしめようとしたのは、たとえそれが要請されたものであっても、現存の資料に徴する限り蔡邕が最初である。「当時の文壇に比類なく輝かしい文名を馳せたばかりか、後世の文学にも大きな影響を与えた中世屈指の文豪であり、⁽¹¹⁾「当時における文学の趨勢を考察する上でも極めて重要な文宗であった」蔡邕が、碑文において夭逝者を撰述の対象としたことは大きな意義を有したのであろう。しかしこれが碑文の一分野として定着することはなかった。蔡邕が没して十三年後、いわゆる禁碑⁽¹²⁾がかなり厳格に実施されるようになったからである。⁽¹³⁾それでは禁碑の実態はどのようなものであったのか、まず禁碑の初めとされる曹操の令（『魏志』巻一、武帝紀）

を見ておこう。⁽¹³⁾

建安十年春正月、……令民不得復私讎、禁厚葬、皆一之於法。

ここには厚葬を禁止したとあるのみであるが、『宋書』巻十五、礼志二においてはその内容が具体的に見えてくる。

漢以後、天下送死者靡、多作石室石獸碑銘等物、建安十年、魏武帝以天下彫弊、下令不得厚葬、又禁立碑。

『宋書』の記述はまだ続くが、ここでは、曹操の厚葬の禁止には禁碑が含まれていたことを確認しておきたい。では実際のところ曹操の禁令はどの程度ゆきわたっていたのであろうか。

『宋書』巻十六、礼志三には前述の記述とは別に次のような記事がある。

至文帝黃初三年、乃詔曰、先帝躬履節儉、遺詔省約、子以述父爲孝、臣以繫事爲忠、古不墓祭、皆設於廟、高陵上殿屋皆毀壞、車馬還厩、衣服藏府、以從先帝儉德之志、及文帝自作終制、又曰、壽陵無立寢殿、造園邑、自後至今、陵寢遂絕。

これによれば少くとも為政者の側は一貫して厚葬を禁じ、曹丕自身も実践しようとしていたことが分かる。いっ

ほう臣下の側も、曹植（一九二～二三二）や後漢の建安年間から魏の嘉平年間（二四九～二五四）にかけて生きた沐並らは禁令に忠実であったようだ。曹植に関しては、『会稽典録』（『北堂書鈔』卷一〇二）に次のような逸話が残されている。

虞歆、字文肅、歷郡守、節操高厲、魏曹植爲東阿王、東阿先有三十碑、銘多非實、植皆毀除之、以歆碑不虛獨全焉。

虞歆の碑のみが例外的な扱いを受けて保全されたのはなぜであろうか。虞歆は子の虞翻（一六四～二三三）の生年から考えて、後漢の桓帝・靈帝の時代の人であろう。虞翻は呉の孫策と孫権に仕えた碩学であった。本伝（『呉志』卷十二）の裴松之注に引く『呉書』には、次のような話柄が伝えられている。孫権が魏との講和ののち、捕虜になっていた于禁を文帝曹丕のもとに送還しようとしたところ、虞翻はこれに強硬に反対した。しかし曹丕は逆にその硬骨ぶりを称賛して虚座を設けさせていたというのである。さらに、かつて曹操が彼を幕下に招こうとしたこともあった。曹植が東阿王であったのは明帝の太和三年（二二九）十二月から同六年一月までであり、曹叡の代になったといえ曹操と曹丕の禁令は有効だったであろうし、曹植自身

も禁令に沿って薄葬を遺令している。それにもかかわらず虞歆の碑が曹植による破壊を免れたのは、虞歆の文章が事実に基づいていたという理由のほか、曹操・曹丕と虞翻の関係が作用したからであろう。

沐並は『魏志』卷二十三常林伝の裴松之注に引く『魏略』清介伝によると、六十数歳のときにあらかじめ「終制」を作り、子の雲、叡らに儉葬するように戒めている。このような例は沐並の前後にも多く見られる。明帝の青龍四年（二三二）に亡くなった徐宣も平民の衣服を着せて埋葬するように遺令している⁽¹⁵⁾、明帝の景初二年（二三八）に亡くなった裴潜は儉葬を遺令して、墓中には台座が一つと瓦の明器数枚があっただけだというし、元帝曹奂の初期に亡くなった王観の場合は一層徹底して、墓に棺を入れるだけで明器も設けず、土盛と植樹も禁じている⁽¹⁶⁾。また、西晋に入っても王祥や石苞のように遺令を残して薄葬を命じた人物がいるが、詳細は省く。

このように見えてくると、本人は清儉・約素を信条としていながらその意志とは関わりなく、死後に旧恩に感じた汝南の人々が碑銘を立てた田疇（一七一～二五三）の例など

を除いて、多くの場合は禁令が守られていたと判断してよいであろう。

四

冒頭に引いた拙稿で「許阿瞿墓誌」のみを抛り所として、「後漢の建寧三年ころまでには、四言体の哀辭が成立していたと認められる」と述べたのは説明不足であった。

さらに、補足しておくならば、「董幼胡根の碑銘」と「許阿瞿墓誌」にごく近い時期の同様の碑文の資料としては唯一、「董子逢盛の碑」(洪适『隸釈』卷一〇、楊慎『金石古文』卷九、『全後漢文』卷一〇四)がある。これは靈帝の光和二年(一七九)に十二歳で亡くなった逢盛のために、光和四年に立てられたものである。いわゆる序文の一部と銘を引いておこう。⁽²⁰⁾ 撰者についても詳細は不明だが、いずれも四言句を中心とし、『詩經』『論語』などを典拠に用いた格調高い文章になっている。

董子諱盛、字伯彌、……五官掾之長子也、……年十有二、歲在協洽〔洽?〕、五月乙巳、噓噏不反、夭隕精晃、苗而不秀、命有悠短、無可奈何、慈父悼傷、割哀回踵、其十二月丁酉而安措諸、永潛黃墟、沒而不存、……故共刊石、敘述才美、以銘不朽、其辭曰、

嘉慈伯彌、天授其姿、蚤克岐嶷、聰叡敏達、當遂邁進、立號建基、時非三代、荷〔符?〕命無恆、人生在世、壽無金石、身潛名彰、顯于後葉、光和四年四月丁卯立。董子 諱は盛、字は伯彌、……五官掾の長子なり、……年十有二、歲は協洽に在り、五月乙巳、噓噏は反らず、精晃を天隕す、苗にして秀せず、命に悠短有るは、奈何す可き無し、慈父は悼傷し、哀しみを回と踵とに割く、其の十二月丁酉にして諸を安措す、永く黃墟に潛み、没して存せず、……故に共に石に刊み、才美を敘述して、以て不朽に銘す、其の辭に曰く、
嘉慈せる伯彌、天 其の姿を授く、蚤に克く岐嶷にして、聰叡・敏達なり、當に遂に邁進として、号を立て基を建つべきに、時は三代に非ず、符命は恒無し、人生まれて世に在るも、寿に金石のごとき無し、身潛みて名彰らかなるは、後葉に頭らかならん、光和四年四月丁卯に立つ。

以上見てきたとおり、碑や墓室中の画像石に幼児の死を哀悼する文章を刻む試みが、後漢の建寧年間から光和年間にかけてなされていた。それから四十年近くの間空白期間を経過して、幼児の死を主題とする、作者の個性の強くにじみ出た哀辭が新たな相貌のもとに登場したのである。そ

れはまさしく禁碑ののち、曹植に至ってからであった。⁽²⁾つまり、蔡邕の「童幼胡根の碑銘」と撰者不詳の「許阿瞿墓誌」「童子逢盛の碑」が、哀辞の先蹤となったと考えられる。曹植は長女の死を悼む「金瓠哀辞」と次女の死を悼む「行女哀辞」、曹丕の次男の死を悼む「仲雍哀辞」の三篇を、建安二十二年(二一七)から同二十五年にかけて制作している。曹植はみずから碑文を撰述し、あるいは他者に委嘱することによって愛児の死を不朽たらしめることはできず、その代償として哀辞の制作を選択したのである。禁碑は墓中に埋設する墓誌を生んだのみならず、哀辞の誕生においても重大な契機となったと言えるであろう。

注

- (1) 拙稿「哀辞考」(『日本中国学会報』四一、一九八九)。
 (2) いわゆる潤筆の具体例については、福本雅一「諛墓の辞と頌徳碑」(『錯簡集』二玄社、一九八八)に言及があり、高橋明郎「碑銘はどう書かれたか―欧陽脩を中心とした概観」(『全国漢文教育学会「新しい漢文教育」一〇、研文社、一九九〇)には宋代作家を中心とした詳しい紹介がある。
 (3) 以下、蔡邕の作品については四部備要本を底本とし、四部叢刊本、漢魏六朝百三名家集本などを参照した。
 (4) 蔡邕の師承関係については、丹羽兎子「蔡邕伝おぼえがき」(『名古屋大学文学部研究論集』五六、一九七二)及び岡

村繁「蔡邕をめぐる後漢末期の文学の趨勢」(『日本中国学会報』二八、一九七六)に詳しい。

(5) 前掲、福本論文、注(2)参照。

(6) 主として王昶『金石萃編』巻一〇所載の本文に拠り、翁方綱『兩漢金石記』巻八、高文『漢碑集釈』(河南大学出版社、一九八五)を参照した。

(7) 『儀礼』喪服の該当部分は以下のとおり。「傳曰、……喪成人者、其文綳、喪未成人者、其文不綳、……其十九至十六爲長殯、十五至十二爲中殯、十一至八歳爲下殯、不滿八歳以下、皆爲無服之殯、無服之殯、以日易月。」

(8) 「中京大学文学部紀要」二二―二、一九八七。

(9) 羅常培が記録・整理したものが西南聯合大学中文系編「國文月刊」に載るといふが未見。詹鏞『文心雕龍義證』(上海古籍出版社、一九八九)所引の本文に拠る。以下同じ。

(10) 幼児の死が漢魏六朝期の詩賦においてどのように詠じられていたかについては、拙稿「漢魏六朝期における幼児の死を悼む詩について」(『語学文学』三〇、北海道教育大学語学文学会、一九九二)、及び拙稿「幼児を哀悼する賦について―魏晉南北朝賦史の一断面―」(『北海道教育大学紀要』一一A、一九九四、予定)参照。

(11) 前掲、岡村論文、注(4)参照。

(12) 禁碑については『中國碑帖ガイド』(栗林俊行訳、二玄社、一九八八)のほか、特に福本雅一「禁碑」(『断硯集』二玄社、一九八五)に詳しい。また、匠元「北碑南帖論」(『翠經室三

集』卷二)、葉昌熾「晋二則」(『語石』卷二)、趙超「墓志溯源」(『文史』二二)、中華書局、一九八三)、中田勇次郎「中國の墓誌」(『中田勇次郎著作集』二、二玄社、一九八四)などにも言及がある。さらに、誅と墓碑、誅と禁碑の関連については林香奈「漢魏六朝の誅について」(『日本中國学会報』四五、一九九三)に詳しい。

(13) ただし薄葬を命じたのは曹操が最初ではない。楊樹遠『漢代婚喪礼俗考』(商務印書館、一九三三)、影印本は上海文芸出版社、一九八八)、及び楊鴻年『漢魏制度叢考』(武漢大學出版社、一九八五)によれば、前漢の成帝の永始四年(前一三)を最初として、多くの例が挙げられている。特に後漢の安帝の永初元年(一〇七)九月の詔には、「禁奢侈、無作浮巧之物、殯財厚葬。」とある。また兩書には、奢侈の風潮に抗して薄葬を遺言した後漢の樊宏(?~五一)、趙咨、梁瑾らの例も引かれている。

(14) 『魏志』卷五、文德郭皇后伝に、文帝の皇后であった郭后が、姉の子である孟武を彼の母の葬儀に際して戒めた次の言葉が見える。「自喪亂以來、墳墓無不發掘、皆由厚葬也、首陽陵可以爲法。」

(15) 『魏志』卷二二、本伝。

(16) 『魏志』卷二四、本伝及び裴注引『楚国先賢伝』。

(17) 『魏志』卷二三、本伝。

(18) 『魏志』卷二四、本伝。

(19) 『魏志』卷二六、本伝の裴注引『魏略』に、「汝南聞其死

也、悲之、既爲畫像、又就爲立碑銘。」とある。

(20) 本文は『隸釈』に拠り、『金石古文』を参照した。なお、この碑文について葉奕苞『金石錄補統跋』卷四は、「漢人立碑之濫、施于童稚、蔡中郎集、袁滿來年十五歲、胡根年七歲、如盛亦年十有二、而優美之詞、比擬非倫。」と批判している。

(21) 曹植の哀辭及びその後の哀辭の推移の様相については、前掲の拙稿「哀辭考」参照。また、唐代に祭文が誄や哀辭の役割を吸収していった経緯については、加固理一郎「唐代祭文小考——李商隱を中心に——」(筑波大學外國語センター「外國語教育論集」一四、一九九二)に詳しい。

(北海道教育大学)